

医学物理士認定制度規程

新旧対照表

新	旧
最終改正： <u>2024年5月18日</u>	最終改正： <u>2023年7月15日</u>
<p>第1条～第8条（略） （受験資格）</p> <p>第9条 日本医学物理学会の<u>会員（正会員、学生会員）</u>で、次の各号のいずれかを満たす者に受験資格を与える。</p> <p>(1) 機構認定の医学物理教育コースに1年以上在籍または修了した者</p> <p>(2) 理工学系修士以上の学位を有し(取得見込みを含む)、医学物理士認定制度施行細則（以下、「細則」という）に定める業績評価点5単位以上を有する者</p> <p>(3) 放射線技術系修士以上の学位を有し(取得見込みを含む)、細則に定める業績評価点5単位以上を有する者</p> <p>(4) 医学系研究科に設置された医学物理に関する課程の修士以上の学位を有し(取得見込みを含む)、細則に定める業績評価点5単位以上を有する者</p> <p>(5) 学歴によらず医学物理の発展に寄与したと特に認められる者</p> <p>2 特例措置として前項に加え、次の各号のいずれかを満たす者に受験資格を与える。</p> <p>(1) 平成24年度までに理工学系学士の学位を取得し、医学における経験年数3年以上の者</p> <p>(2) 平成24年度までに放射線技術系学士の学位を取得し、医学における経験年数2年以上の者</p> <p>(3) 平成22年度までに診療放射線技師免許を取得し、医学における経験年数5年以上の者</p>	<p>第1条～第8条（略） （受験資格）</p> <p>第9条 日本医学物理学会の<u>正会員</u>で、次の各号のいずれかを満たす者に受験資格を与える。</p> <p>(1) 機構認定の医学物理教育コースに1年以上在籍または修了した者</p> <p>(2) 理工学系修士以上の学位を有し(取得見込みを含む)、医学物理士認定制度施行細則（以下、「細則」という）に定める業績評価点5単位以上を有する者</p> <p>(3) 放射線技術系修士以上の学位を有し(取得見込みを含む)、細則に定める業績評価点5単位以上を有する者</p> <p>(4) 医学系研究科に設置された医学物理に関する課程の修士以上の学位を有し(取得見込みを含む)、細則に定める業績評価点5単位以上を有する者</p> <p>(5) 学歴によらず医学物理の発展に寄与したと特に認められる者</p> <p>2 特例措置として前項に加え、次の各号のいずれかを満たす者に受験資格を与える。</p> <p>(1) 平成24年度までに理工学系学士の学位を取得し、医学における経験年数3年以上の者</p> <p>(2) 平成24年度までに放射線技術系学士の学位を取得し、医学における経験年数2年以上の者</p> <p>(3) 平成22年度までに診療放射線技師免許を取得し、医学における経験年数5年以上の者</p>

<p>(4) 平成 22 年度までに、医師または歯科医師以外で医学または歯学博士の学位を取得し、医学における経験年数 1 年以上の者</p> <p>第 10 条 (以下略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第 1 条 この規程は <u>2024 年 5 月 18 日</u>から施行する。</p>	<p>(4) 平成 22 年度までに、医師または歯科医師以外で医学または歯学博士の学位を取得し、医学における経験年数 1 年以上の者</p> <p>第 10 条 (以下略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第 1 条 この規程は <u>2023 年 7 月 15 日</u>から施行する。</p>
--	--